

第23回 厚生科学審議会生活衛生適正化分科会	
平成26年10月23日	資料7

意見聴取人提出資料 (浴場業)

公衆浴場業の現状と課題について

〒101-0031 東京都千代田区東神田1-10-2
 全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会

1 公衆浴場施設の推移について

公衆浴場法の適用を受ける公衆浴場は、一般公衆浴場(銭湯)とその他(個室付浴場、ヘルスセンター、サウナ風呂等)がある。

全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会は、銭湯の営業を行う者を組合員(26年4月1日現在3,036名)としている。

銭湯は、住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っている。

また、入浴料金は物価統制令によって、都道府県知事が決定することが定められている。

銭湯の施設数については、平成10年に比べ約半数に減少しており、転廃業に歯止めがかかっていない。

注 一般公衆浴場の中には、老人福祉センター等の浴場(一般に開放されているもの)も含まれている。都市部にある銭湯の大部分は組合に加盟している。

参考資料① 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

参考資料② 各都道府県別入浴料金一覧表

	平成10年	14年	15年	16年	17年	18年
公衆浴場(合計)	26744	26706	26831	27074	27674	28753
一般公衆浴場	8790	7516	7324	7130	6653	6326
個室付浴場	1328	1343	1346	1343	1364	1340
ヘルスセンター	1911	2167	2291	2287	2396	2359
サウナ風呂	2671	2181	2140	2169	2070	2299
スポーツ施設	…	…	…	…	2650	2958
その他	12044	13499	13730	14145	12541	13471
	19年	20年	21年	22年	23年	24年
公衆浴場(合計)	28792	28523	28154	27653	27557	27074
一般公衆浴場	6009	5722	5494	5449	5189	4804
個室付浴場	1367	1406	1358	1364	1394	1370
ヘルスセンター	2331	2340	2355	2346	2220	2337
サウナ風呂	2334	2276	2082	1975	1883	1820
スポーツ施設	3090	3241	3238	3251	3255	3271
その他	13661	13538	13627	13268	13616	13472

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

2 転廃業の主な理由について

東京都内で廃業した1,568軒(昭和50年以降)の廃業理由は、次の通りである。

- ①営業不振(535軒)、利用者の減少(42軒)…577軒(36.8%)
- ②人手不足(175軒)、後継者難(144軒)、経営者高齢・病弱(111軒)…430軒(27.4%)
- ③施設老朽化(322軒)…322軒(20.5%)
- ④財産処分(52軒)、公共事業(40軒)…92軒(5.9%)

以上のように、「利用者の減少による営業不振」、「経営者の高齢化と後継者難」、「施設及び設備の老化」が、主な廃業の理由となっている。

また、銭湯は、都市部に比較的大きな土地を有していることから、相続時に相続税が負担になり、廃業せざるを得ない者もいる。

3 今後の見通しについて

25年度に実施した東京都内全施設の調査結果(647軒)では、「転廃業の具体的な予定がある」3.9%、「具体的な予定はないが、いずれは転廃業する」41.1%で、合わせて45.0%となっている。そのうちの約3割は、1年から5年程度で転廃業すると回答している。

さらに、約4割の浴場は、「後継者がいない」と回答している。

東京都の調査結果ではあるが、全国的にも同様であると思われる。

利用者数の減少、経営者の高齢化、施設及び設備の老朽化、スーパー銭湯やスポーツジムなど類似入浴施設との競合、燃料費の高騰、消費税率の引上げなど、業界を取り巻く環境はより一層厳しいものとなっている。

4 新規利用客の開拓について

全国連合会及び各都道府県組合等では、下記の取組を行い、新規利用者の開拓に努力している。

4-1 全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会の取組

4-1-1 「浴育」の推進

①全国での浴育推進（25年度）

67の銭湯や保育園で教育的目的を持った「マナー紙芝居」の読み聞かせを行い、2,431名の幼児・児童に対して「修了証」を配布し、幼児・児童の「銭湯・お風呂マナー」の向上に貢献した。また、集団で銭湯に入浴することの楽しさや面白さを伝えることができた。

②体験型浴育イベント（25年度）

漫画家学会と連携を図り、体験型の浴育イベントを3回行い、参加児童、教職員等に対し「お風呂の入り方マナー紙芝居」の認知・理解を促進した。

③お風呂マナー紙芝居クイズ（25年度）

親子のコミュニケーションツールとして使用できるオリジナルグッズ「入浴マナーバスポスター(NHK 提携銀河銭湯パンタくん)」を2,000枚作成し、マナークイズ応募者、マナー紙芝居参加児童、体験型イベント参加者、各都道府県組合等にそれぞれ配布した。



④全組合員対象のアンケート調査の実施（25年度）

2,089浴場から回答を得た(回収率65.1%)。

実施浴場のみならず教育機関からも高い評価をうけている重要な活性策であるが、浴場側の認知度は半数程度で低く、意欲が高まらないと普及が困難。

手引書・マニュアルの整備や、実践のための会議を開催し、課題の解決策をマニュアルに反映させていくこととする。(26年度)

4-1-2啓発キャンペーン「銭湯川柳」(25年度)

銭湯への関心を高めるための「銭湯川柳イベント」を行い、期間内(9月1日～12月末日まで)で1,981句の応募があった。抽選でオリジナルエコバックをプレゼントした。

4-1-3人形劇「銀河銭湯パンタくん」(NHK Eテレ)との連携

平成25年4月、NHK Eテレ(教育)において、300年後の銭湯銭「銀河ノ湯」の一人息子パンタくんと宇宙人の相棒パンチキが巻き起こす騒動の数々を通して、道徳を楽しく学べる人形劇「銀河銭湯パンタくん」の放送を開始した。

全浴連では、小学校1~2年生を対象とした道徳人形劇であること、幼児・児童に対する浴育事業を推進していることから、「銀河銭湯パンタくん」と連携し、オリジナルポスターを全施設で掲載した。

なお、ポスター画像は浴育推進事業で配布した修了証にも活用、ポスターは、マナークイズ応募者、マナー紙芝居参加児童、体験型イベント参加者等にも配布した。(25年度)

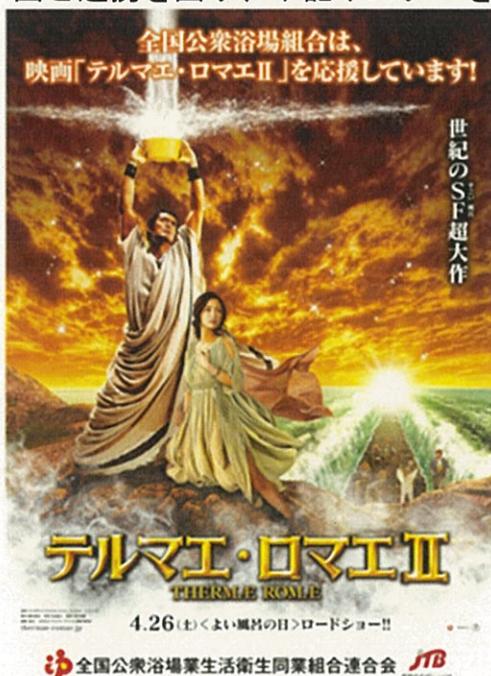


同人形劇は、平成26年も放送されることが決定している。

4-1-4映画「テルマエ・ロマエII」との連携

ヤマザキマリの人気コミックを阿部寛主演で実写化し、大ヒットを記録したコメディ「テルマエ・ロマエ」(平成24年)の続編が、26年4月26日より、全国東宝系の映画館で一般公開される。

全浴連は、前作でもオリジナルポスターの掲載に協力したが、続編においても、映画と連携を図り、下記ポスターを全浴場で掲載することに決定した。(25年度)



4-1-5環境・地域社会貢献活動について

①地球温暖化防止対策の推進

環境省と連携して、夏はクールビズ、冬はウォームビズの推進のため、「暑さは、お湯に流そう。」ポスターを全施設で掲載した。

さらに、シェア事務局とも連携し、銭湯情報をパソコンやスマートフォンで検索できるシェアマップに公開した。(25年度)

引き続き、環境省が推進する地域のシェア施設(地球温暖化防止対策)として協力していく。(26年度)



②災害時の支援協力体制の構築

「防災まちづくりと銭湯の役割」研修会の開催

全浴連役職員研修会に、NPO法人ウェザーフロンティア東海の植松久芳理事長を講師に招き、「気象・防災情報を活用して、大切な自分の命を守るためには、避難行動のあり方について考える必要がある。災害時、必ずしも避難所へ避難することが安全ではない場合もあり、平時より地域の地質や災害履歴をハザードマップなどで調べ、避難行動を自発的に適切に判断できるようにすることが大切です。銭湯は地域の防災コミュニティの核となることができる重要な施設です。さらに防災施設として、収容力、飲料水、生活水の確保などもできる。地域防災活動の拠点としても期待している。」と、有意義な示唆をいただいた。(25年度)

今後、地方自治体と連携・協働して、災害時の支援協力体制を構築していく。

③「エコセンのすすめ」普及啓発について

「銭湯の利用を促進し、家庭で消費されるエネルギーの削減を目指すこと」、「親子のふれあい、人と人との交流を通じて、地域の結びつきを強めること」を掲げ、エコセンのすすめを提案し、その広報宣伝活動を推進してきた。(25年度)

引き続き、ホームページなどを活用して、様々な広報・PR活動を展開し、国内外に対して、安心・安全性、快適性、伝統を広く訴えていく。(26年度)

4-1-6 外国人入浴の促進について

日本政府は「観光立国」を掲げ、訪日外国人旅行者数を、平成28年までに1,800万人にする目標に向かって、様々な施策を講じている。東京オリンピック・パラリンピック開催が追い風に、その実現に向けた環境の整備が加速されることが予想される。

近年、外国人旅行者は、日本独自の入浴文化に魅力を感じ、銭湯利用者も増えてきている。外国人利用者の増大が話題になれば、日本人の銭湯の利用を再考することも期待できる。また、外国人旅行者が日本の伝統的で固有の生活習慣を体験できれば、日本の観光の一助になる。

外国人旅行者の受け入れ態勢の整備を推進し、外国人の利用促進につなげていく。

①外国人受入環境の整備（26年度）

- ・案内マニュアルの作成・配布（浴場受付用）
- ・銭湯パンフレット及び銭湯利用方法指南ポスターの作成配布
- ・入浴マナー講座、入浴健康法の動画の公開（英語字幕）

②外国人入浴体験アンケート調査（26年度）

③外国人体験入浴会の開催（26年度）

④外国人向け「入浴マナー紙芝居」「銭湯文化紙芝居」（英語・日本語）の作成・活用（26年度）

4-2 各都道府県組合・地域組合・個別銭湯の取組

- ・組合ホームページ等による利用者の開拓
- ・季節の行事（しょうぶ湯、ゆず湯等の実施）
- ・高齢者割引入浴、親子ふれあい入浴
- ・障害者等雇用の取組（大阪府他）
- ・広報誌の発行（東京都）
- ・外国人入浴客の促進（大阪府、京都府、東京都他）
- ・銭湯マップの発行（東京都他）
- ・銭湯巡りの実施（東京都、札幌市他）
- ・銭湯検定の実施（東京都）
- ・その他、寄席やコンサートの開催、ランニング等利用者の荷物預りサービス、周辺のビジネスホテル等の連携、ギャラリースペースとして開放等、様々な取組を行い、地域貢献、新規利用者の誘引に努めている。

参考資料③ Welcome!ようこそ、日本の銭湯へ（東京都組合）

参考資料④ 銭湯で高齢者の消費者被害防止を欠発します！（東京都組合）

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

公布：昭和56年6月9日法律第68号

施行：昭和57年4月1日

(目 的)

第1条 この法律は、公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず著しく減少しつつある状況にかんがみ、公衆浴場についての特別措置を講ずるよう努めることにより、住民のその利用の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律で「公衆浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき入浴料金が定められるものをいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない。

(活用についての配慮等)

第4条 国及び地方公共団体は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っていることにかんがみ、住民の健康の増進、住民相互の交流の促進等の住民の福祉の向上のため、公衆浴場の活用について適切な配慮をするよう努めなければならない。

2 公衆浴場を経営する者は、前項の公衆浴場の活用に係る国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

(貸付けについての配慮)

第5条 国民生活金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、その業務を行うに当たつて、公衆浴場を経営する者に対し、その公衆浴場の施設又は設備の設置又は整備に要する資金を貸し付ける場合には、通常の場合よりも有利な条件で貸し付けるよう努めるものとする。

2 前項の通常の場合よりも有利な条件を定めるに当たつては、この法律の施行の際現に定められている条件及びその後の通常の場合の推移等を勘案して、有利なものになるように配慮するものとする。

(助成等についての配慮)

第6条 国又は地方公共団体は、公衆浴場について、その確保を図るため必要と認める場合には、所要の助成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

都道府県別入浴料金表

平成26年9月1日現在

	県名	施行年月日	入浴料金		
			大人	中人	小人
北海道	北海道	26. 8. 11	440	140	70
東北	青森	20. 10. 20	420	150	60
	岩手	18. 10. 15	390	150	70
	宮城	19. 4. 1	400	140	80
	福島	19. 9. 1	400	150	90
関東甲信越	栃木	26. 7. 15	420	180	90
	埼玉	26. 10. 1	430	180	70
	群馬	26. 9. 1	400	180	80
	千葉	26. 4. 1	430	170	70
	東京	26. 7. 1	460	180	80
	神奈川	26. 9. 1	470	200	100
	山梨	21. 2. 1	400	170	70
	長野	26. 3. 1	400	150	70
	新潟	26. 4. 1	420	140	70
東海北陸	静岡	26. 4. 1	400	160	80
	愛知	26. 4. 1	420	150	70
	岐阜	26. 4. 1	420	150	70
	三重	20. 7. 1	380	150	70
	石川	26. 8. 1	440	130	50
	富山	26. 8. 20	420	130	60
近畿	福井	20. 10. 1	400	120	60
	滋賀	26. 9. 1	430	150	100
	京都	26. 8. 1	430	150	60
	大阪	26. 4. 16	440	150	60
	兵庫	26. 4. 15	420	160	60
	奈良	26. 4. 1	420	150	80
	和歌山	21. 2. 1	420	140	80
中国	岡山	20. 10. 31	410	160	70
	広島	20. 1. 1	400	150	70
	山口	20. 7. 1	390	150	80
	鳥取	26. 4. 21	400	150	80
四国	香川	20. 10. 1	360	150	60
	愛媛	26. 9. 1	400	150	60
	徳島	20. 8. 1	360	150	70
	高知	20. 7. 15	360	150	60
九州	福岡	21. 2. 16	440	180	70
	長崎	19. 3. 15	350	150	80
	大分	19. 1. 12	380	150	70
	熊本	19. 2. 1	360	120	60
	宮崎	20. 2. 1	350	130	60
	鹿児島	24. 10. 1	390	150	80
	沖縄	18. 2. 11	370	170	100

報道関係各位
プレスリリース

平成 25 年 10 月 3 日
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合

W e l c o m e ! ようこそ、日本の銭湯へ
「外国人のための銭湯の入り方」パンフレットを作成しました！

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まり、今後ますます多くの外国人観光客が日本を訪れることが期待されます。外国人に人気の観光スポットは色々ありますが、今、密かに注目されているのが銭湯（公衆浴場）です。

そこで、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合では、より多くの外国人の方に、我が国の独自の文化である銭湯を知っていただき、体験していただくため、銭湯の歴史や入浴マナーなどについて、英語、中国語、ハングル、日本語を併記したパンフレットやポスターを作成しましたので、お知らせします。

記

【パンフレット等の作成概要】 ※英語、中国語、ハングル、日本語を併記して作成

種 類	掲載内容等	作成部数	主な配布先等	
パンフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銭湯ってどんなところ ・ 銭湯の歴史 ・ 銭湯の入浴マナー 	20,000 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京観光情報センター (羽田空港、京成上野駅、都庁第一本庁舎) ・ 都内の銭湯 など 	
ポ ス タ ー	・ 銭湯の利用方法	1,600 枚	脱衣場等に掲示	
指差し案内 マニュアル	初めて銭湯を利用する外国人に「指差し案内マニュアル」を使って、銭湯の利用方法をご案内します。	2,000 部	受付・番台に常備	都内の 全銭湯

【本件に関するお問い合わせ先】
東京都公衆浴場業生活衛生同業組合 担当：渡辺、上地
〒101-0031 東京都千代田区東神田 1-10-2
電話：03-5687-2641 / FAX：03-3866-9921

銭湯で、高齢者の消費者被害防止を啓発します！

『悪質商法に騙されるな！ その手口と撃退法』を開催

～銭湯が持っている「地域のコミュニティサロン」機能を活用～

高齢化が進み、地域のつながりの希薄化が問題とされている現在、一人暮らしの高齢者などを狙った悪質商法の被害が後を絶たないといわれています。

一方、銭湯（公衆浴場）は、地域の高齢者が気軽に集う「憩いの場」「情報交換の場」として利用されています。

そこで、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合では、銭湯が持つこうした「地域のコミュニティサロン」としての機能を活用して、悪質商法から高齢者を守る啓発事業を行うこととしましたので、お知らせします。

記

1 実施内容

地域の高齢者とその家族、高齢者を見守る方々などを対象に、悪質商法の手口や対処方法などを、講談や紙芝居などで、楽しく分かりやすく伝えます。

※ 銭湯の営業開始時間前に、脱衣場などのスペースを活用して開催します。

2 実施浴場等

浴場名	所在地	電話番号	実施日時
1 妙法湯	豊島区西池袋 4-32-4	03-3957-8433	平成25年10月16日(水) 13:00～14:00
2 荒井湯	墨田区本所 2-8-7	03-3622-0740	平成25年10月24日(木) 13:30～14:30
3 愛染湯	板橋区大和町 46-7	03-3962-4576	平成25年10月30日(水) 14:20～15:20
4 蒲田温泉	大田区蒲田本町 2-23-2	03-3732-1126	平成25年11月8日(金) 10:30～11:30
5 大平湯	足立区青井 6-21-3	03-3887-4564	平成25年11月11日(月) 13:00～14:00
6 大黒湯	墨田区横川 3-12-14	03-3622-6698	平成25年11月22日(金) 13:30～14:30
7 曙湯	足立区足立 4-22-3	03-3886-0706	平成25年12月2日(月) 14:00～15:00